

3 自転車交通安全問題

次の問題のうち、正しいと思うものには○、間違っていると思うものには×をつけてください。また、間違っていると思うところは、その理由も回答欄に記入してください。

- (1)   道路上に舗装されているこのマークは、自転車の安全な通行を促す目的(左側通行)がある。このマークがない車道においても、左側通行を守ることが重要である。
- (2)  この標識は、交差点等で一時停止を示す標識であり、STOPの標記は、自治体が独自に付け足したものである。自転車は一時停止等の安全確認をする必要がなく、あくまで自動車や二輪車を対象にしたものである。
- (3)  歩行者専用道路等で、この標識が掲げられているところでは、原則として自転車で通行することができないが、安全に最大限の配慮をしていれば、誰でも自転車で通行することができる。
- (4) 危険、悪質な自転車の運転により、交通違反の取り締まりを3年以内に3回受けた場合、自転車運転者講習を受講しなければならない。運転者講習を受講しなければならない。
- (5) 自転車に乗車中、スマートフォンを手に持ってメールやSNSの操作をしながら運転することは、法律で禁じられているが、ガラケー(フィーチャーフォン)は禁じられていない。
- (6) 道路を走行中、左手の開けたスペースで複数の小学生が遊んでいた。飛び出してくるかもしれないと感じたので、ベルを鳴らして走行した。
- (7) 自転車は原則として車道の左側を通行しなければならないが、違反しても罰則はない。
- (8) ヘルメット未着用者が事故により死亡する確率は、着用者の事故と比べて3倍以上高い。
- (9) 相手の負傷の程度によっては、1億円近い高額な賠償責任を負うことがあるが、未成年の加害事故に限り、罰金等の刑事責任のみで、民事責任は問われない。
- (10) 自転車についている「TSマーク」とは、自転車安全整備士により点検・整備された自転車であり、補償期間の傷害及び賠償責任保険が付加されている。

(1)			(6)		
(2)			(7)		
(3)			(8)		
(4)			(9)		
(5)			(10)		

番号	解答	解説
(1)	○	自転車ナビマークといい、自転車の安全な通行を促すため、主として車道の左側端に設置しています。法令の定めのない表示ですが、矢印の向きに進行するようにしましょう。 (http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/navimark.html)
(2)	×	この標識は、交差点等で一時停止を示す標識です。2017年より、外国人向けに「STOP」の表記が追加された標識に更新が進められています。道路交通法上、 <u>自転車は軽車両と位置付けられており、他の車両と同様に道路標識、表示に従う義務</u> があります。
(3)	×	この標識は、歩行者専用道路を示す標識で、自転車での走行はできません。
(4)	×	危険、悪質な自転車の運転をして、 <u>3年以内に2回以上取り締まりを受けた場合や事故で送致を受けた場合</u> 、6,000円の講習(3時間)を受講しなければなりません。また、 <u>都道府県公安委員会の受講命令から3か月以内に受講しないと罰金刑に処</u> される可能性があります。
(5)	×	道路交通法第71条にあるとおり、自転車に乗車中は、 <u>スマートフォンや携帯電話を手に持って操作、通話しながら運転すること等を禁</u> じています。違反した場合、5万円以下の罰金刑に処される可能性があります。
(6)	×	道路交通法第54条第2項にあるとおり、危険を防止するために、止むを得ない状況を除き、ベルを鳴らすことは違反となります。今回の場合、小学生が遊んでいる様子を目視できているため、ベルを鳴らすことは違反となります。そのため、安全確認と減速しての走行を行い、事故防止を心掛けるようにします。
(7)	×	<u>自転車は原則、車道の左側もしくは自転車専用レーンを走行</u> しなければなりません。違反した場合、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金刑に処される可能性があります。
(8)	○	平成30年において、自転車事故の死亡者のうち、58.9%が頭部損傷を主因としています。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べて約3.3倍も高いことが分かっています。このことから、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、 <u>全ての自転車利用者に、ヘルメット着用の努力規定</u> を設けています。
(9)	×	自転車で交通事故を起こすと、重過失致死傷罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じることがあります。 過去には、11歳の男児が62歳の女性に対して起こした人身事故において、男児の保護者に監督責任を認め、約9,500万円の損害賠償が下った例があります。
(10)	○	TSマークは、自転車安全整備店において自転車の点検整備が行われ、道路交通法に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した安全な普通自転車であることの印であり、 <u>補償期間1年の傷害及び賠償責任保険、被害者見舞金(赤色TSマークのみ)が付加されている</u> ことを示します。 TSマークの付帯保険の有効期間は、TSマークに記載されている日から1年となっています。 1年に1回は、自転車の点検・整備を行きましょう。

参考：<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/toukeihyo.htm>